資料 1 「医薬品等適正広告基準」見直しのための判断基準検討資料

判断基準	現行の「適正広告基準」等での該当箇所の例	具体的な事例
1 広告を見てその製品を購入した消費者が「知らなかった」あるいは「騙された」と感じる広告は認めない。		
ア 効き目(有効率、強さ、持続性、即効性など)について誤った認識を与える広告	・製造方法の優秀性について事実に反する認識を得させるお それのある表現	・「最高の技術」、「最も進歩した製造方法」、「近代科学の枠を 集めた製造方法」、「理想的な製造方法」、「家伝の秘法により 作られた…」等の表現
	・承認を受けた効能効果の範囲を超えた表現 ・成分及びその分量又は本質について虚偽の表現、不正確な表現	・「高貴薬配合」、「デラックス処方」等のような表現
	・効能効果について、最大級の表現又はこれに類する表現	・「最高のききめ」、「無類のききめ」、「肝臓薬の王様」、「胃腸薬のエース」等の表現、「強力な…」、「強い…」等の表現
	・医学薬学上認められている範囲をこえる速効性、持続性等に ついての表現	・「すぐ効く」、「飲めばききめが3日は続く」等の表現、「顆粒 だから速く溶け効く」等の表現、「効力持続型」等の表現
	・本来の効能効果とは認められない効能効果の表現	・頭痛薬について「受験合格」、ホルモン剤について「夜を楽しむ」、保健薬について「迫力を生む」、「活力を生み出す」、「人生を 2 倍楽しむ」等の表現
イ 安全性について誤った認識を与える広告	・成分及びその分量又は本質について虚偽の表現、不正確な表 現	・「天然成分を使用しているので副作用がない」等の表現
	・用法用量について、承認を受けた範囲をこえた表現、不正確 な表現等	・「いくら飲んでも副作用がない」等の表現
	・安全性について、具体的な安全性を摘示して、それが確実で ある保証をするような表現	・「副作用が少ない」、「比較的安心して…」、「刺激が少ない」 等の表現
	・安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現	・「比類なき安全性」、「絶対安全」等の表現
ウ 用法用量について誤った認識を与える広告	・複数の用法がある場合において、1 つの用法のみ又は特定の 用法のみを強調すること	・「小児専門薬」、「婦人専門薬」等
工 医薬品の選択に当たって誤った判断に至らせる広告	・愛用者の感謝状、感謝の言葉等の例示 ・品質、効能効果等、安全性その他について、他社の製品をひぼうするような広告 ・医薬品関係者、病院、診療所その他医薬品の効能効果に関し、世人の認識に相当の影響を与える公務所、学校又は団体が指定し、公認し、推せんし、指導し、又は選用している等の広	
	告 ・テレビ、ラジオの提供番組又は映画演劇等において出演者が	
	特定の医薬品の品質、効能効果等、安全性その他について言 及し、又は暗示する行為	

ſ	<u></u>	
	・テレビ、ラジオの子供向け提供番組における広告	
オ 不必要な製品の購入に至らせる広告	・医薬品を医薬部外品又は化粧品と同一紙面で広告を行い相	
	乗効果を得るような誤解を招く広告	
	・ゆきすぎた懸賞、賞品等射こう心をそそる方法による医薬品	
	又は企業の広告	
2 過量消費又は乱用助長につながる広告は認めない。	・懸賞、賞品として医薬品を授与する旨の広告	
	・容器、被包等と引換えに医薬品を授与する旨の広告	
	・医薬品について化粧品若しくは食品的用法を強調する広告	
3 医薬品の品位を損なうような広告は認めない。	・性的表現	
	・不快又は不安恐怖の感じを与えるおそれのある表現を用い	・症状、手術場面等の露骨な表現、医薬品の名称等についての
	た広告	著しい連呼行為等、「あなたにこんな症状はありませんか、
		あなたはすでに 病です」、「胸やけ、胃痛は肝臓が衰えて
		いるからです」等の不安又は恐怖の感じを与える表現
	・医薬品の本質にかんがみ、著しく品位を損ない、若しくは信	・ふざけたもの、性的表現等、ドタバタ的なもの、嫌悪感のあ
	用を傷つけるおそれのある広告	るもの、色気効果のみをねらったもの、語呂合せ
4 科学的根拠に乏しいデータ等を基にした広告は認めない。	・消費者に対して説明不足となる臨床データや実験例等を例	
	示した広告	
	・使用経験又は体験談的広告	・「私も使っています」等の表現